

## 県民協働の推進に関する研究会設置要綱

### (趣旨)

第1条 滋賀県基本構想（平成27年3月）の理念である「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～みんなでつくろう！ 新しい豊かさ～」の実現に向け、対話と共感、協働のもと、県民協働による県政を一層の推進について研究・検討するため、「県民協働の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 研究会は、県民協働による県政を一層推進するため、多様な主体との対話と共感、協働に関し、必要な事項を協議し、意見を述べる。

### (組織)

第3条 研究会は、県民、NPO、関係団体、専門的知識を有する者等のうちから、8名以内の委員で構成する。

2 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

### (座長)

第4条 研究会に座長1名を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

### (座長の職務および職務代理)

第5条 座長は、研究会の議長となり、会務を総理する。

2 座長に事故があるときは、座長が指名した委員がその職務を代行する。

### (会議)

第6条 会議は、座長が必要に応じて招集する。

2 座長は、必要があると認められるときは、会議に関する関係者を招き、意見を聴くことができる。

3 会議において配付された資料は、原則として公表する。

4 会議は公開するとともに、会議の議事要旨および議事録を公表する。

5 委員は、座長の許可を得て、代理の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、滋賀県総合政策部県民活動生活課県民活動・協働推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営その他必要な事項は、別に定める。

2 研究会は、調停、審査、諮問、調査を目的としない。

付則

この要綱は、平成27年5月11日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。